

研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム (BRIDGE)
「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる
包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」実施に関する研究開発業務
の公募に係る審査委員会設置運営要領

令和 8 年 7 月 23 日 事務第 0723-09 号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
戦略研究支援部 SIP 担当グループ

1 設置

標記について、研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム (BRIDGE)「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」業務（以下「本業務」という。）の実行者選定のための公募について企画提案を審査するに当たり、次のとおり、実施者の公募及び契約の締結等を務める国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「医薬基盤研」という。）に、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の目的

委員会は、応募者から提出された本業務の応募書を審査し、業務を委託する法人（機関を含む）を選定する。

3 委員会の構成

委員会の構成は以下とする。

内部審査委員

○藤井	哲朗	戦略研究支援部長
内野	圭祐	総務部長
大島	雅和	総務部 会計課長
矢島	正崇	戦略研究支援部 企画課長

外部審査委員

栗田	主一	社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター センター長
小野	智弘	株式会社 KDDI 総合研究所 Human-Centered AI 研究所長
佐藤	久恵	国際基督教大学 評議員

（○審査委員長）

4 委員会の運営

- 1) 委員会は、審査委員の過半数の出席をもって成立する。
- 2) 審査委員が、審査する案件に利害関係を有する場合、当該審査委員はその審議、審査

等に加わることはできない。

- 3) 委員会の議事は、出席審査委員の過半数で決し、可否同数の場合は審査委員長が決するところによる。
- 4) 審査委員が委員会を欠席する場合は、代理人を出席させることはできない。また、他の審査委員に議決権の行使を委任することはできない。
- 5) 欠席する審査委員は、審査委員長を通じて、委員会の審査対象となる応募書に係る、書面による審査、助言等の意見を提出することができる。
- 6) 審査委員長が必要と判断した場合は、委員会を持ち回りで開催することができる。
- 7) 委員会を持ち回りで開催し議決する場合は、議決に参加することができる審査委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決するところによる。

5 委員会における審査について

事務局において応募書の形式審査を実施後、審査委員による応募書の書面審査を経て、委員会を開催し、状況によりヒアリング等も踏まえて、審査を行う。

6 委員会の事務

委員会の事務は、医薬基盤研 戦略研究支援部 SIP 担当グループが処理する。

7 その他

この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする。

8 本要領は、変更の必要が生じた場合には随時改定する。